

国民健康保険税の納付は忘れずに



国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるように保険税は納期限内に納めましょう。

納税通知書は7月中旬に送付

納付書が同封されているかたは、納期限内に市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストア、スマホ決済などで納めてください。

保険税の納付は便利な口座振替で

年金天引きの場合を除き、原則として口座振替による納付をお願いしています。納付書で支払う予定のかたには、口座振替の申込書を同封します。ぜひこの機会に、安全・確実・便利な口座振替の登録をお願いします。

国民健康保険税の減免制度

会社の倒産や解雇、雇い止めなどで離職したかた、災害や特別の事情で生活が著しく困窮し、納付が困難なかたは、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。お早めにご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により一定以上収入が減少したかたは、申請により、令和4年度課税分の保険税の減免を受けられる場合があります。詳細は、納税通知書に同封の案内をご覧ください。

法定軽減

前年の世帯の総所得金額等が一定の基準以下の場合、均等割額が軽減されます。ただし、所得が未申告の世帯は対象外です。なお、軽減を受けるための申請は必要ありません。

軽減割合 給与所得者等※ 加入者数	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	0人または1人	以降1人 増えるごとに	0人または1人	以降1人 増えるごとに	0人または1人	以降1人 増えるごとに
1人	43万円以下	—	71.5万円以下	—	95万円以下	—
2人		+10万円	100万円以下	+10万円	147万円以下	+10万円
3人			128.5万円以下		199万円以下	
以降1人 増えるごとに			+28.5万円		+52万円	

※ { 給与所得者……………給与収入額が55万円を超えるかた
公的年金等受給者…公的年金等の支給額が60万円(65歳未満)または110万円(65歳以上)を超えるかた

多子世帯の子どもにかかる国民健康保険税の減免制度

本市独自の制度として、令和3年度に多子世帯の負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割額の減免制度を創設しました。高校生年代までの被保険者が3人以上加入している月の3人目以降の均等割額を全額免除します。

対象者…当該年度において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者

※対象者には、7月中旬に納税通知書と減免申請書を送付します。減免申請書に必要事項を記入の上、国民健康保険課に申請してください。(郵送可)

令和4年度から始まる制度

未就学児にかかる均等割額の軽減

令和4年度から、未就学児にかかる均等割額の5割が公費で軽減されます。

7・5・2割軽減対象となっている世帯の未就学児の場合、それぞれの残りの3・5・8割の半分が更に軽減されます。

なお、軽減を受けるための申請は必要ありません。

世帯の軽減割合	7割	5割	2割
未就学児の軽減割合	8.5割	7.5割	6割

問い合わせ…国民健康保険課 ☎048-259-7669 FAX048-258-5702